

○尼崎市公共調達基本条例

平成28年10月21日

条例第54号

改正 平成30年3月6日 条例 令和7年12月22日 条例

第18号

第48号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 市内事業者の受注機会等の増大(第6条—第8条)

第3章 社会的課題の解決に資する取組の推進(第9条)

第4章 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保(第10条—第20条)

第5章 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保(第21条—第25条)

第6章 雑則(第26条)

付則

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、公共調達に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、市長等及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公共調達に関する基本的な事項を定めることにより、これらに基づく公共調達に関する取組を推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達 次に掲げる行為をいう。

ア 市が締結する契約で工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係るもの(以下「請負等契約」という。)により、完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けること。

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に市が設置する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)を行わせること。

(2) 市長等 市長(尼崎市教育委員会が、その管理する公の施設についてその指定管理者の指定(地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定をいう。以下「指定処分」という。)を受けるべき者を選定し、及び指定処分を行う場合にあっては、尼崎市教育委員会を含む。)及び尼崎市公営企業管理者をいう。

(3) 受注者等 受注者(請負等契約を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者をいう。以下同じ。)及び下請負者等をいう。

(4) 下請負者等 第6号アに掲げる契約により同号アに規定する公共調達に係る業務の一部を請け負い、又は受託する事業者及び同号イに掲げる契約により労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を行う事業者をいう。

(5) 市内事業者 本市の区域内に主たる事務所を有する事業者をいう。

(6) 下請等契約 次に掲げる契約をいう。

ア 下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、受注者その他市以外の事業者が第三者である事業者に対して公共調達に係る業務(請負等契約により当該受注者が履行すべき業務(以下「請負等業務」という。)又は指定管理業務をいう。以下同じ。)の一部を請け負わせ、又は委託することを内容とする契約

イ 労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他市以外の事業

者のために公共調達に係る業務に従事させることを内容とする契約

- (7) 社会的課題の解決に資する取組 災害発生時における協力に関する協定の締結、環境保全のための活動、障害者の雇用その他の社会における各般の課題の解決に資する取組をいう。

(平30条例18・一部改正)

(基本方針)

第3条 基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 市内事業者が請負等業務及び下請等契約に係る業務(これらの業務に付随する業務を含む。)を受注する機会並びに市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させること。
- (2) 公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。
- (3) 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保すること。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、公共調達に係る契約及び選定(指定処分を受けるべき者の選定をいう。)の公正性、競争性及び透明性の確保を図りつつ、基本方針に基づく公共調達に関する取組を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公共調達に関係する法令等(市の条例、規則その他の規程を含む。)を遵守するとともに、基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。

第2章 市内事業者の受注機会等の増大

第6条 市長等は、請負等業務の適正な履行に必要な専門的な知識又は技術を有する市内事業者が存しない場合その他特別の事情がある場合を除き、市内事業者に対し請負等業務を優先的に発注するよう努めるものとする。

第7条 前条に規定するもののほか、市長等は、経済的合理性に配慮しつつ、市内事業者が請負等業務を受注する機会及び市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させるよう努めるものとする。

第8条 受注者等は、下請等契約及び公共調達に係る業務の履行のために要する原材料の購入等の契約を市内事業者との間で締結するよう努めなければならない。

第3章 社会的課題の解決に資する取組の推進

第9条 市長等は、請負等契約の性質又は目的に応じて入札の参加に必要な資格を定める場合において社会的課題の解決に資する取組を行っている事業者を優遇するなど、公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組(市長が別に定めるものに限る。)を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保

(適正な労働環境の確保)

第10条 市長等及び受注者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、労働に係る安全その他の適正な労働環境の確保に努めるものとする。

(労働関係法令の遵守状況の報告等)

第11条 受注者(請負等契約のうち規則で定めるもの(以下「対象契約」という。))を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。))は、規則で定めるところにより、労働関係法令(労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。))の遵守状況を市長等に報告しなければならない。

2 対象契約に係る下請負者等(当該対象契約が建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に係るものである場合は、同条第5項に規定する下請負人に該当する事業者に限る。以下「対象契約下請負者等」という。))及び指定管理業務に係る下請負者等(規則で定めるものに限る。以下「対象指定管理業務下請負者等」という。))は、規則で定めるところにより、労働関係法令の遵守状況を、自己が締結した下請等契約に係

る対象受注者に報告しなければならない。

3 対象受注者、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等(以下「対象受注者等」という。)は、前2項の規定による報告の内容(規則で定める事項に係るものに限る。)に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を、対象受注者にあつては市長等に、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等にあつては自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に届け出なければならない。

4 対象受注者は、第2項の規定による報告(以下「2項報告」という。)又は前項の規定による届出(対象受注者へのものに限る。以下「3項届出」という。)を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長等に報告しなければならない。

(労働関係法令の遵守状況の報告等に関する説明等の要求)

第12条 市長等は、必要があると認めるときは、対象受注者に対し、前条第1項若しくは第4項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出(市長等へのものに限る。)の内容について必要な説明又は資料の提出(以下「説明等」という。)を求めることができる。

2 対象受注者は、前項の規定による説明等の要求(前条第4項の規定による報告の内容に係るものに限る。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告に係る2項報告又は3項届出を行った対象契約下請負者等又は対象指定管理業務下請負者等(以下「対象下請負者等」という。)に対し、当該2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

3 市長等は、前項の規定により対象受注者が対象下請負者等に説明等を求めることが適当でないと認めるときは、直接当該対象下請負者等に対し、その2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

(措置内容の報告)

第13条 対象受注者は、第11条第1項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出を行う際労働関係法令(当該報告を行う場合は当該報告に係るもの、当該届出を行う場合は当該届出に係るものに限る。)を遵守していないときは、速やかに、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容を市長等に報告しなければならない。

2 前項の規定は、対象下請負者等が2項報告又は3項届出を行う際労働関係法令(当該2項報告を行う場合は当該2項報告に係るもの、当該3項届出を行う場合は当該3項届出に係るものに限る。)を遵守していない場合について準用する。

(措置内容の報告に関する説明等の要求)

第14条 第12条第1項の規定は、前条第1項の規定による報告について準用する。

2 第12条第1項の規定は、前条第2項において準用する同条第1項の規定による報告について準用する。この場合において、第12条第1項中「対象受注者」とあるのは、「対象下請負者等」と読み替えるものとする。

(労働関係法令の遵守に係る措置等の要求)

第15条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令(対象受注者にあつては第11条第1項の規定による報告及び同条第3項の規定による届出(市長等へのものに限る。)に係るもの、対象下請負者等にあつては2項報告及び3項届出に係るものに限る。以下同じ。)を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その講じた措置の内容について報告を求めることができる。

(公表等)

第16条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実、当該事実に係る対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 対象受注者が第11条第1項若しくは第4項又は第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 対象下請負者等が第11条第2項又は第13条第2項において準用する同条第1項の規

定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 対象受注者又は対象下請負者等が第11条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 対象受注者が、第12条第1項(第14条第1項において準用する場合を含む。)の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。

(5) 対象下請負者等が、第12条第3項又は第14条第2項において読み替えて準用する第12条第1項の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。

(6) 対象受注者又は対象下請負者等が、前条の規定による報告の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

2 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る対象受注者又は対象下請負者等に当該公表をする旨及びその理由を通知するとともに、これらの者に弁明及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(対象下請負者等への明示)

第17条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務の一部(対象受注者が指定管理者である場合は、当該対象受注者が行う指定管理業務のうち規則で定めるものに限る。)について、他の事業者に請け負わせ、若しくは委託し、又は労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者に従事させようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ、第11条第2項の規定による報告の義務があることその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

(対象労働者への明示)

第18条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務に従事する労働者(以下「対象労働者」という。)に対し、その従事する公共調達に係る業務の内容及び当該公共調達に係る業務における労働条件が第11条第1項又は第2項の規定による報告に係るものであることその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

(通報及び相談等)

第19条 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令に違反していると思料するときは、その旨を市長等に通報することができる。

2 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等による労働関係法令の違反に係る疑義について市長等に相談することができる。

3 対象受注者等は、対象労働者が第1項の規定による通報又は前項の規定による相談を行ったことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(関係機関への通報)

第20条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令を遵守していないと思料する場合において、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報するものとする。

第5章 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保

(適正な予定価格等の設定)

第21条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、合理的な積算等を基礎として、請負等業務にあつては適正な予定価格(最低制限価格を設定するものにあつては、最低制限価格を含む。)を、指定管理業務にあつてはその対価として支払うべき金額の適正な上限額を設定するものとする。

(履行内容の確認)

第22条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、適宜その履行の内容を適切に確認するものとする。

(下請等契約の適正化)

第23条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質並びに公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保す

るため、自己が当該下請等契約の相手方と対等な立場にあることを認識し、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。

(令7条例48・一部改正)

(従前従事労働者の雇用)

第24条 受注者等は、その公共調達に係る業務(継続的に実施する必要がある業務として規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)を履行するに当たっては、当該公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保し、並びに労働者の雇用の安定に配慮するため、従前から当該公共調達に係る業務に従事していた労働者で引き続き当該公共調達に係る業務に従事することを希望するものを雇用するよう努めなければならない。

(不正行為をした事業者等の排除)

第25条 市長等は、談合その他の不正行為をした事業者その他の受注者として適当でないと認められる事業者について、請負等契約に係る入札への参加を制限することその他の公共調達に係る業務の受注者にさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章(第10条を除く。)及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成29年3月31日規則第31号で、平成29年7月1日から施行)

(経過措置)

2 第4章(第10条を除く。)の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る対象契約及び同日以後に行われる公告で指定処分の申請に係るものに係る指定処分について適用する。

付 則(平成30年3月6日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和7年12月22日条例第48号)

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

○尼崎市公共調達基本条例施行規則

平成29年3月31日

規則第30号

尼崎市公共調達基本条例第24条の公共調達に係る業務を定める規則(平成28年尼崎市規則第60号)の全部を改正する。

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市公共調達基本条例(平成28年尼崎市条例第54号。以下「条例」という。)第11条、第13条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第16条第1項、第17条、第24条及び第26条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第11条第1項の規則で定めるもの)

第2条 条例第11条第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 工事の請負契約で、その予定価格(単価契約にあっては、その予定単価に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。)(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。)が150,000,000円以上のもの

(2) 次のいずれかに該当する業務の委託契約で、その予定価格が10,000,000円以上のものの

ア 市の庁舎その他これに準ずる施設(これらに付属する工作物及び設備を含む。ウにおいて同じ。)で市長等が別に定めるものの清掃を行う業務

イ 警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項に規定する警備業務(同条第5項に規定する機械警備業務を除く。)

ウ 市の庁舎その他これに準ずる施設で市長等が別に定めるものの保守を行う業務(当該業務に従事する者を当該施設に常駐させる必要があるものに限る。)

エ 市の庁舎その他これに準ずる施設で市長等が別に定めるものに設けられた窓口において申請、届出等の受付を行う業務

オ ニ崎市立小学校において給食を調理する業務

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物(事業活動に伴って生じたものを除く。)の収集又は運搬を行う業務(市長等が別に定めるものに限る。)

(3) その他市長等が別に定める請負等契約

(1項報告)

第3条 条例第11条第1項の規定による報告(以下「1項報告」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した労働関係法令遵守状況報告書により行わなければならない。

(1) 当該1項報告の日においてその対象受注者が雇用している労働者の人数

(2) 当該1項報告の日における次に掲げる行為の実施状況

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出(被保険者の資格の取得に関する事項に係るものに限る。)

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出(被保険者の資格の取得に関する事項に係るものに限る。)

ウ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による届出

エ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出(同条に規定する事業主が雇用する労働者が適用事業(同法第5条第1項に規定する適用事業をいう。)に係る被保険者となったことに係るものに限る。)

オ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第1項の規定による労働条件の明示

カ 労働基準法第24条及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定による賃金の支払

キ 労働基準法第36条第1項の規定による同項に規定する協定の締結及び届出

ク 労働基準法第89条の規定による就業規則の作成及び届出

ケ 労働基準法第106条の規定による同法の要旨等の周知

コ 労働基準法第108条の規定による賃金台帳の調製及び同条に規定する事項の当該賃金台帳への記入

(3) 当該1項報告の日において前号アからクまでに掲げる行為を行う義務がない場合にあつては、その旨及び理由

(4) その他市長等が必要と認める事項

2 1項報告は、次に掲げる対象受注者の区分に応じ、当該号に定める日から起算して2月を経過する日までに行わなければならない。

(1) 対象契約を締結した事業者 当該対象契約を締結した日

(2) 指定管理業務を行う指定管理者 当該指定管理業務について市長等と指定管理者との間で締結される協定のうち市長等が別に指定するものを締結した日

(条例第11条第2項の規則で定めるもの)

第4条 条例第11条第2項の規則で定めるものは、指定管理者とその指定に係る指定管理業務(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)の委託契約でその予算額が10,000,000円以上のものを締結した者とする。

(1) 公の施設(これに付属する工作物及び設備を含む。第3号において同じ。)の清掃を行う業務

(2) 第2条第2号イに掲げる業務

(3) 公の施設の保守を行う業務(当該業務に従事する者を当該公の施設に常駐させる必要があるものに限る。)

(4) 公の施設に設けられた窓口において申請、届出等の受付を行う業務

(2項報告)

第5条 2項報告は、対象下請負者等が下請等契約(当該対象下請負者等が、公共調達に係る業務の一部を請け負い、若しくは受託し、又は公共調達に係る業務について労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を行うものに限る。第9条第2項第1号及び第10条第3号において同じ。)を締結した日から起算して1月を経過する日まで、次の各号に掲げる事項を記載した労働関係法令遵守状況報告書により行わなければならない。

(1) 当該2項報告の日において当該対象下請負者等が雇用している労働者の人数

(2) 当該2項報告の日における第3条第1項第2号アからコまでに掲げる行為の実施状況

(3) 当該2項報告の日において第3条第1項第2号アからクまでに掲げる行為を行う義務がない場合にあつては、その旨及び理由

(4) その他市長等が必要と認める事項

(条例第11条第3項の規則で定める事項)

第6条 条例第11条第3項の規則で定める事項は、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる事項その他市長等が必要と認める事項とする。

(3項届出)

第7条 3項届出は、速やかに、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届により行わなければならない。

(条例第11条第4項の規定による報告)

第8条 条例第11条第4項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める方法により行わなければならない。

(1) 2項報告又は3項届出により提出される書類(以下「2項報告書等」という。)を受領した時点において未だ1項報告をしていない場合 1項報告の際に、2項報告書等を受領した旨を記載した書類(以下「受領報告書」という。)及び当該2項報告書等を市長等に提出する方法

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 2項報告書を受領した後、遅滞なく、受領報告書及び当該2項報告書等を市長等に提出する方法

(条例第13条第1項の規定による報告等)

第9条 条例第13条第1項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに、措置結果報告書により行わなければならない。

(1) 1項報告に係るもの 次に掲げる対象受注者の区分に応じ、当該ア又はイに定める日から起算して6月を経過する日

ア 対象契約を締結した事業者 第3条第2項第1号に定める日

イ 指定管理業務を行う指定管理者 第3条第2項第2号に定める日

(2) 3項届出に係るもの 市長等が別に定める日

2 条例第13条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに、措置結果報告書により行わなければならない。

(1) 2項報告に係るもの 下請等契約を締結した日から起算して6月を経過する日

(2) 3項届出に係るもの 市長等が別に定める日

3 市長等は、特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する期限を延長することができる。

(公表事項)

第10条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第16条第1項各号のいずれかに該当する事実

(2) 前号の事実に係る対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名)

(3) 対象受注者又は対象下請負者等が条例第16条第1項各号のいずれかに該当することとなった際に締結していた対象契約若しくは下請等契約の名称及びこれらの契約の期間又は現に受けていた指定処分に係る公の施設の名称及び当該指定処分の期間

(4) 公表する理由

(5) その他市長等が必要と認める事項

(条例第17条の規則で定めるもの)

第11条 条例第17条の規則で定めるものは、第4条各号のいずれかに該当する業務(その委託契約の予算額が10,000,000円以上であるものに限る。)とする。

(条例第24条の規則で定めるもの)

第12条 条例第24条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 第2条第2号ウからカまでに掲げる業務

(2) 指定管理業務

(3) その他市長等が別に定める業務

(施行の細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。